



さつま町商工会

# 商工会だより

令和6年度 6月発行 (第1号)

発行者

さつま町商工会

薩摩郡さつま町宮之城屋地 1531

TEL 0996-53-1141

FAX 0996-52-2487

行きます！聞きます！提案します！  
巡回・訪問で行動する商工会

鶴田支所 さつま町神子633-1 TEL 0996-59-2113

薩摩支所 さつま町求名12753 TEL 0996-57-1521

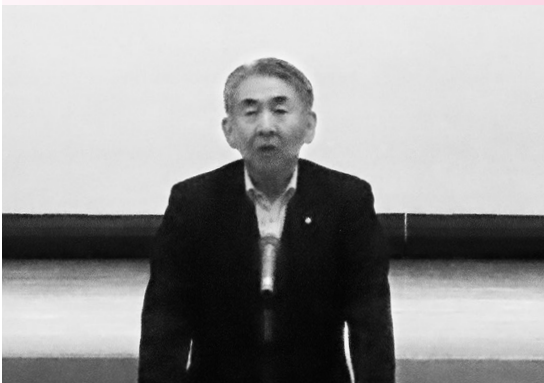
第19回

## 通常総代会が 開催されました



会長に  
白石和弘氏 再任

モットーは  
会員ファースト!!



### 会長の挨拶



会長  
白石 和弘

平素、会員の皆様には当会運営にご理解とご協力を頂き役員一同深く感謝申し上げます。また、皆様方のご協力を頂きまして「令和6年度通常総代会」も無事に開催することができ心より感謝申し上げます。また、今年役員改選がありましたが、会長の再任をご承認いただき、決意新たに身の引き締まる思いであります。

さて会員の皆様を取り巻く環境は、人の流れや個人消費等の回復により少しずつではありますが、明るい兆しも見えてくる一方、ウクライナ情勢や燃料・原材料価格の高騰など今後の経済活動への懸念も多くあることと思います。

そのような中、商工会はさつま町唯一の経済団体として、中小・小規模事業者の抱える課題解決やインボイス制度、定額減税等の法改正への対応に向け「伴走型支援」を実施していく所存であり、事業環境の変化による相談窓口も設置しております。

会長就任当初から何度も言い続けておりますが、私の目指す商工会は「会員ファースト」であり、会員の皆様あつての商工会であると考えております。

まだまだ厳しい経済環境が続いておりますが、役員一丸となり各種事業に取り組んでまいりますので商工会を是非ご活用ください！

● 事業内容・目的

【ウズコロナ】下で社会経済活動は正常化しつつありますが、物価高騰に加え、人手不足等の影響により、依然として県内の卸小売業・飲食業・宿泊業・その他サービス業を営む中小企業者は厳しい経営環境にあります。こうした県内サービス事業者が、物価高騰等の経済社会の変化に対応できるよう、デジタル化・省力化等人手不足の軽減に資する生産性向上や、需要の見込める新たな市場への販路開拓の取組を支援します。

● 補助対象者

鹿児島県内に本店又は本社を有するサービス業\*を営んでいる者で、中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）

- |                   |               |                 |
|-------------------|---------------|-----------------|
| F 電気・ガス・熱供給・水道業   | G 情報通信業       | H 運輸業、郵便業       |
| I 卸売業、小売業         | J 金融業、保険業     | K 不動産業、物品賃貸業    |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | M 宿泊業、飲食サービス業 | N 生活関連サービス業、娯楽業 |
| O 教育、学習支援業        | P 医療、福祉       | Q 複合サービス事業      |

R サービス業(他に分類されないもの) 【参照】総務省 日本標準産業分類より  
 (https://www.soumu.go.jp/tokei\_tousaku/index/seido/sangyo/02toukatsu01\_03000023.html)  
 ※総務省の日本標準産業分類(総務省)の大分類(A農業・林業 B漁業 C鉱業、採石業、砂利採取業 D建設業 E製造業)は、対象外。但し主たる業種がサービス業でなくとも、サービス業を営み、それに対する補助対象経費があれば申込み可能。

● 補助率及び補助上限額

補助率 補助対象経費の  $\frac{1}{2}$  以内 補助上限額 150万円  
※1000円未満切り捨て

補助対象 令和6年3月22日(金)から令和7年2月14日(金)までに発注(契約)、納品、および支払いが実施されたものに限る。  
※あらかじめ事務局の承認を受けた場合は令和7年2月28日(金)まで  
 ※補助金交付決定日時点において、既に支払を完了しており、その後、生産性向上または販路開拓の取組が実施されていない事業は、補助対象外となります。

● 募集期間

1次募集 令和6年5月13日(月)～6月14日(金) 電子申請 締切日の23時59分まで  
 2次募集 令和6年7月8日(月)～8月9日(金) 郵送 締切日の当日消印有効

● 補助対象経費

- 生産性向上型**  
生産性の向上を行うための経費
  - 販路開拓型**  
新たな販路開拓を行うための経費
  - 混合型**  
生産性向上を図るための経費及び新たな販路開拓を行うための経費
- 補助対象経費＝広告宣伝費、外注委託費、構築物購入費、旅費、機械装置等購入費、クラウドサービス利用料、専門家の招へい経費、研修費、運搬費  
※詳細は専用ホームページ(https://kagoshima-pref-service-support.jp)をご確認ください。

生産性の向上を行うための経費とは？

生産性向上型事例

- 社内全体のデジタル化、業務効率化のためのソフトウェアの導入
- 無人券売機・セルフレジ、セルフレジ機器の導入
- DX(デジタルトランスフォーメーション)人材育成のための従業員研修の実施
- 機動作業効率化のための機器(ハンディターミナル等)の導入

新たな販路開拓を行うための経費とは？

販路開拓型事例

- 新たな販路開拓のためのEC専用のホームページの開設
- 新たな客層の開拓のための新商品のテストマーケティング
- 海外への販路開拓のための展示会・商談会への参加

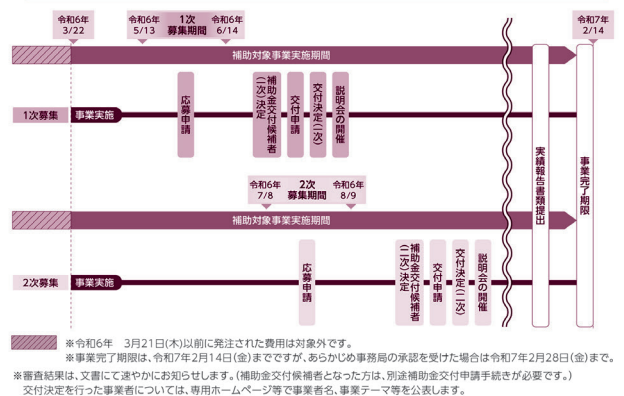
生産性向上を図るための経費及び新たな販路開拓を行うための経費とは？

混合型事例

- 給仕ロボットの導入、IT・ICTサービス導入(学習、観光等)
- 電子クーポン、前売券・予約券等の販売システムや受付システム(自動チェックイン、自動計算機等)の構築



● 事業実施スケジュール



薩摩のさつま

商工会会員のみなさまへ活動のご紹介



薩摩のさつまは、さつま町の特産品を集めた「褒め合い・支え合い・地域愛」を掲げるさつま町の地域ブランド。  
 愛着と誇りを持てるさつま町の未来の実現をビジョンに掲げ、若手事業者を中心に垣根を越え町をあげたプロジェクトとしてスタートしました。  
 認証要件の一つである、年5回開催される「薩摩のさつまブランド実践型セミナー」にて、商品の磨き上げと事業者間の繋がりを育み、現在、28事業者、43商品が認証を受けています。



さつま町に愛着、誇りを持てる未来を目指して 次世代への支援

薩摩のさつまの認証シールの付いた商品をお買い上げいただくと、売り上げの一部を次世代の子供たちの教育・スポーツ振興のために寄附させていただきます。

おとなりさんのソムリエ

町の魅力を引き出し、周りに紹介・伝えていく「おとなりさんのソムリエ」の連鎖を生むことでさつま町を町内外へ発信していきます。



ホームページを開設しました。

2024年4月1日に「薩摩のさつま」の公式ホームページを公開しました。想いや風土を伝える読み物に加え、オンラインショップで認証品の購入もできるようになりました。

継続性のある次世代支援

薩摩のさつまの商品はオンラインショップからでも購入できます。売り上げの一部は次世代支援へと活用させていただきます。



公式HP



# 令和6年分所得税の定額減税について (給与所得者の方へ)

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。給与所得者の方に対する定額減税は、原則として、以下のとおり令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

このリーフレットでは、主に令和6年6月1日以後の給与等支払時に行われる定額減税についてご説明します。

## ○定額減税を受けられることができる方

定額減税を受けられることができる方は、次のいずれにも該当する方です。

- 令和6年分の所得税の納税者である方（居住者に限ります。）
- 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（注）

（注） 合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方についても、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。この場合、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

## ○定額減税額

定額減税額は、次のイとロの合計額です。

△その合計額があなたの所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

イ **本人（居住者に限ります。）**

ロ **同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。）**

30,000円  
1人につき30,000円

## ○実施方法

給与所得者の方に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している勤務先において令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

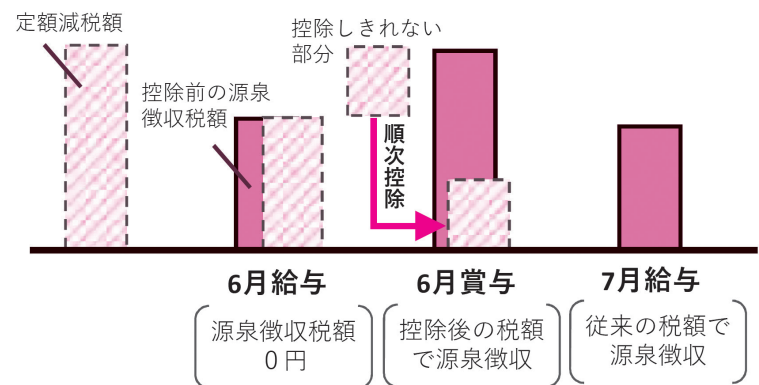
△6月の給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

なお、定額減税額は、勤務先に提出している扶養控除等申告書等に基づき計算されますので、申告書の記載漏れがないようにご注意ください。

※申告フローについては裏面をご覧ください。

△令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

【定額減税額が6月給与に対する源泉徴収税額を超える場合のイメージ】



## \*留意事項\*

- 1 いずれの勤務先にも扶養控除等申告書を提出していない場合、勤務先において定額減税を受けることはできません。この場合、確定申告の際に定額減税を受けることができます。
- 2 給与に加え、厚生労働大臣等から公的年金等を受給している方は、公的年金等からの源泉徴収においても定額減税を受けることとなりますので、給与等と重複して定額減税を受けることとなります。この場合、還付申告となる場合又は年金所得者に係る申告不要制度の適用がある場合で確定申告をしないときを除き、確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額とを精算することとなります。
- 3 令和6年分の所得税額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」(外部サイト)をご確認ください。

用語の説明、個人住民税や給付金などに関する情報は、右の表の各リンク先からご確認くださいませ。



所得税に関する情報・用語の説明	個人住民税に関する情報	給付金等に関する情報
国税庁ホームページ	総務省ホームページ（外部サイト）	内閣官房ホームページ（外部サイト）
定額減税特設サイト タックスアンサー（よくある税の質問）	個人住民税における定額減税について	新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

# 新規加入会員紹介

※加入日順に掲載

事業所名	代表者名	業種	地区
エリナ販売店	山崎 秀子	化粧品販売	求名
中山建築	中山 良助	建築業	中津川
せせらぎの郷二渡 管理組合	佐藤 栄作	小売	二渡
松崎商店	松崎 文也	土木業	紫尾
マルス農園	諏訪 昭作	小売	中津川
YEN HO MART	森 美紀雄	飲食料品小売業	宮之城屋地
株式会社 永福園	永福 公一	茶製造・販売	山崎

お買物等は地元のお店を使いましょう！

## 北薩地区商工会女性部（研修会&ミニバレーボール大会）



## 女性部・青年部 部員大募集!!!



事務局長  
高橋 由記子

私が目標とするのは、身近な商工会、頼れる商工会、そして会員の皆様の満足度向上です。目標実現のため、常に向上心をもって研鑽に励んで参ります。ご期待に沿えるよう頑張りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



経営支援員  
西田 博美

薩摩川内市商工会から異動してきました、西田博美です。さつま町の事を少しでも早く覚えて会員の皆様に貢献できるように精一杯努力したいと思います。お気軽に話しかけてくださると嬉しいです。どうぞよろしくお祈りします。